

●排水設備工事(宅内配管工事)の申請(申込み)について

受付開始 平成28年5月2日(月)より
 ※工事開始時期は、平成28年6月以降となります。
 ■申請窓口 (恩納村役場 上下水道課)

●下水道使用料金について

○一般家庭用
 1ヵ月1世帯 世帯員に500円を乗じた金額
 【例】 世帯人員3人の場合
 500円 × 3人 = 1,500円
 ○官公署、公民館、事業所、営業用等
 8㎡まで500円、8㎡を超えるものは1㎡につき70円
 ※上記の金額に消費税が加算されます。
 ※下水道使用料金は設置完了後の翌月から水道料金と一緒に徴収します。

●排水設備指定業者一覧表

事業所名	住所	電話番号
(有)原電設工業	恩納村字瀬良垣2505番2	966-8191
(有)新里建設	恩納村字恩納2531番1	966-8313
當垂電設	恩納村字瀬良垣824番	966-2897
(有)向設備	恩納村字安富祖1848番	967-8277
(株)真栄田造園	恩納村字喜瀬武原314番1	967-8332
(有)丸政設備	恩納村字仲泊880番	965-2762
(有)又吉重機建設	恩納村字山田1305番	964-3247
(有)名城組	恩納村字山田2384番	964-3222

問合せ 恩納村役場 上下水道課 ☎ 966-1190 FAX 966-8086

飼い犬には一生涯一度の登録と年一回の狂犬病予防注射が必要です!!

狂犬病は、人を含めたすべてのほ乳類に感染し、一度発病すると悲惨な神経症状を示した後、100%死亡する恐ろしい病気です。
 この病気は、主として狂犬病に罹患した犬に咬まれた時に、唾液中に含まれる狂犬病ウイルスにより感染します。
 日本では、狂犬病予防法で、飼い犬の登録と年一回の狂犬病予防注射が義務付けられていますが、摂取率が低いと流行を抑えることができません。
 地球上で最も危険なウイルス感染症「狂犬病」を防ぐため、皆さまのご協力をお願いいたします。

予防注射を受ける際の注意事項

- 案内ハガキを持参する。
(登録しなければハガキは届きません。)
- 犬を清潔にし、糞尿を済ませてくる。(糞をした場合は飼い主の責任で持ち帰ってください。)
- 手綱(クサリ・首輪)を必ず付けてくる。首輪は、ゆるまないようにしっかりとつけてください。
- 犬を制御できる(犬の力に負けない)人が連れてくる。
- 咬む癖のある犬については、必ず口輪を付けてくること。
- 体調に不安がある場合は、お近くの動物病院で予防注射を受けてください。

※予防注射手数料 2,650円
 注射済票交付手数料 550円 計3,200円
 ※まだ登録をしていない犬は、この機会に登録を済ませてください。登録手数料 3,000円
 病院でも登録、注射はできます。
 ※集合注射を受けることができない場合は、お近くの動物病院で予防注射を受けてください。



狂犬病予防集合注射日程 平成28年5月15日(日)

地区名	時間	場所
喜瀬武原	午前 9:00~9:25	公民館
希望ヶ丘	9:50~10:15	自治会館
名嘉真	10:25~11:00	公民館
熱田	11:15~11:35	集会所
安富祖	11:45~12:25	公民館
瀬良垣	午後 1:25~1:55	公民館
太田	2:10~2:40	公民館
恩納	2:55~3:55	公民館
南恩納	3:25~4:15	公民館
谷茶	午後 2:45~3:10	公民館
富着	2:05~2:35	公民館
前兼久	1:30~1:55	公民館
仲泊	12:40~1:20	公民館
山田	午前 10:50~11:40	公民館
真栄田	10:10~10:40	公民館
塩屋	9:35~10:00	公民館
宇加地	9:00~9:25	公民館

問合せ 恩納村役場 村民課 ☎ 966-1205

恩納区、南恩納区の皆さんへ
 恩納区(一部の区域)及び南恩納区で下水道が利用できるようになりました!



宅内配管工事申請 5月2日より受付開始
 村からの補助金が活用できます(上限30万円)

恩納地区農業集落排水事業(下水道整備)

地区名	供用開始	整備区域
恩納第1地区	H28年度	南恩納区、恩納区の一部
恩納第2地区	H32年度予定	谷茶区、恩納区の一部~安富祖区
恩納第3地区	H37年度予定	富着区、前兼久区、仲泊区

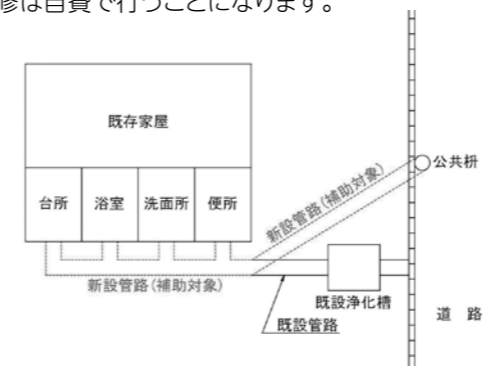
※恩納区の未供用区域は、恩納第2地区で整備を行います



◇下水道に接続するには、排水施設の整備(宅内配管工事)が必要となります!

●排水施設整備(宅内配管工事)とは?

各家庭や事業所等が宅内から下水道管に生活排水を流すために、村が管理する公共マスまでに接続する排水施設(汚水管や私設汚水マス)のことです。排水施設(宅内配管)は個人の設置ですが、排水設備設置にかかる費用については上限30万円までは村からの補助金が活用出来ます。恩納村の指定する排水設備指定業者をお願いして、早めの接続をお願いします。
 ※既設の浄化槽については、くみ取り、撤去及び処分等については個人負担となります。なお、設置後の点検、補修は自費で行うことになります。



※個人負担(既設浄化槽の汚泥くみ取り、撤去及び処分等)

●排水設備工事の手続きと手順

- 1 工事見積** 排水設備指定業者に連絡し、排水管の場所やマスの位置など、業者とよく打ち合わせをして下さい。
- 2 工事申請** 排水設備新設等確認申請書と恩納村農業集落排水事業宅内配管工事補助金交付申請書を上下水道課に提出します。業者が代行しますが、提出前に内容を確認して下さい。
- 3 交付決定通知** 申請内容を審査し、基準に適合している場合、村から排水設備新設等確認通知書及び補助金交付決定通知を交付します。
- 4 工事施工** 交付決定通知後に工事に着手します。なお工事が終わり次第、排水設備完了届と使用開始届を上下水道課に提出します。
- 5 完了検査** 排水設備完了届が提出されると村職員が検査に伺います。
- 6 補助金請求** 完了検査に合格すると、関係書類を添付して補助金請求を行います。請求内容を審査し、適正と認められれば、申請者に補助金が支払われます。